

## 寄 附 行 為

### 第 1 章 総 則

#### ( 名 称 )

第 1 条 本法人は、財団法人水島地域環境再生財団と称する。

#### ( 事 務 所 )

第 2 条 本法人は、主たる事務所を倉敷市水島西栄町 1 3 番 2 3 号に置く。

2 本法人は、理事会の議決を得て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

#### ( 目 的 )

第 3 条 本法人は、水島の公害経験とその教訓を踏まえ、市民の力を結集し、地方公共団体や事業者その他すべての社会的主体の協力を得て、公害により疲弊した地域の再生や公害のない良好な環境の地域づくりをめざすための調査研究事業等を行うとともに、これらすべての貴重な経験と教訓、地域再生の取組みについて広く全国や世界各地と情報交換し、岡山県内において将来の世代が安心して暮らせる環境の保全・創出に資することを目的とする。

#### ( 事 業 )

第 4 条 本法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)公害地域の再生のための地域づくりに係る調査研究及び活動
- (2)公害経験や公害地域再生等地域づくり活動に関する情報交流事業
- (3)環境学習、環境保健活動等支援事業
- (4)その他本法人の目的を達成するために必要な事業

### 第 2 章 財産及び会計

#### ( 財 産 の 構 成 )

第 5 条 本法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1)設立当初の財産目録に記載された財産
- (2)寄附金品
- (3)財産から生ずる収入
- (4)事業に伴う収入
- (5)賛助会費
- (6)助成金及び補助金
- (7)その他の収入

#### ( 財 産 の 種 別 )

第 6 条 本法人の財産は、基本財産及び運用財産の 2 種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1)設立に際し、基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (2)設立後、基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3)理事会において、基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理)

第7条 本法人の財産は、理事長が管理し、その管理方法は、理事会の議決を得て理事長が別に定める。

- 2 基本財産のうち、現金は、郵便官署又は確実な金融機関への預け入れ、信託会社への信託、国公債の購入等安全確実な方法で保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、本法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を得、かつ、岡山県知事の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(経費の支弁)

第9条 本法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第10条 本法人の事業計画及び収支予算は、理事長が作成し、毎会計年度開始前に、理事会の議決を得て、岡山県知事に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第11条 本法人の事業報告及び収支決算は、毎会計年度終了後、理事長が、事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を得て、その会計年度終了後3か月以内に岡山県知事に報告しなければならない。

- 2 この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えなければならない。

(長期借入金)

第12条 本法人が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の議決を得、かつ、岡山県知事の承認を受けなければならない。

(義務の負担及び権利の放棄)

第13条 収支予算で定めるものを除き、本法人が新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、理事会の議決を得なければならない。

(会計年度)

第14条 本法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### 第3章 役員等

#### (役員の種類及び定数)

第15条 本法人に、次の役員を置く。

- (1)理事 6人以上 9人以内
- (2)監事 1人以上 3人以内

2 理事のうち1人を理事長、1人を専務理事とする。

#### (役員を選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 理事長及び専務理事は、理事の互選により選任する。

3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

4 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を岡山県知事に届け出なければならない。

5 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を岡山県知事に届け出なければならない。

6 役員は、評議員と相互にこれを兼ねることができない。

#### (役員の職務)

第17条 理事長は、本法人を代表し、本法人の業務を総理する。

2 専務理事は理事長を補佐して業務を掌理し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、本寄附行為に定めるところにより、本法人の業務を議決し、執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1)財産及び会計を監査すること。

(2)理事の業務執行の状況を監査すること。

(3)財産、会計及び業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会及び評議員会又は岡山県知事に報告すること。

(4)前号の報告をするため必要があるときは、理事会及び評議員会の召集を請求し、又は招集すること。

#### (役員任期)

第18条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は他の現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### (役員解任)

第19条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会において、理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意に基づいて解任することができる。

(1)心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2)職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められたとき。

- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、解任の議決及び同意を行う理事会及び評議員会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

( 役員の報酬等 )

第20条 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を得て、理事長が別に定める。

( 評議員 )

第21条 本法人に、評議員6人以上15人以内を置く。

2 評議員は、理事会で選出し、理事長がこれを委嘱する。

3 評議員には、第18条、第19条及び第20条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

( 顧 問 )

第22条 本法人に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。

3 顧問は、本法人の重要事項に関し、理事長の諮問に応じ、又は理事長に対して意見を述べる。

4 顧問には、第18条第1項の規定を準用する。この場合において、同項中「役員」とあるのは「顧問」と読み替えるものとする。

( 事務局 )

第23条 本法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局に事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長、職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を得て、理事長が別に定める。

#### 第4章 理事会及び評議員会

( 理事会の構成 )

第24条 本法人に、理事会を置く。

2 理事会は、理事をもって構成する。

3 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(理事会の権能)

第25条 理事会は、本寄附行為に別に定めるもののほか、本法人の業務に関する重要な事項を議決し、執行する。

(理事会の種類及び開催)

第26条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1)理事長が必要と認めたとき。

(2)理事現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面をもって招集の請求があったとき。

(3)第17条第4項の規定により、監事からの招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第27条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事会の招集は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を記載した書面をもって、開催の日の7日前までに通知しなければならない。

3 前条第3項第2号又は第3号の請求があったときは、理事長は、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

(理事会の議長)

第28条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(理事会の定足数及び議決方法)

第29条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

2 理事会の議事は、本寄附行為に別に定める場合を除き、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の欠席者の表決)

第30条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面又は代理人をもって表決権を行使することができる。

2 前項の代理人は、代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。

3 第1項の規定により表決権を行使する理事は、前条の適用については、出席したものとみなす。

(理事会の書面による表決)

第31条 理事長は、簡易な事項又は緊急を要する事項については、書面を送付して議決を求め、理事会の議決に代えることができる。

(理事会の議事録)

第 32 条 理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1)日時及び場所
- (2)理事の現在数
- (3)出席した理事の数及び氏名（書面表決者及び表決委任者を含む）
- (4)審議事項及び議決事項
- (5)議事の経過の概要及びその結果
- (6)議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

（評議員会の構成）

第 33 条 本法人に、評議員会を置く。

- 2 評議員会は、評議員をもって構成する。

（評議員会の権能）

第 34 条 評議員会は、本寄附行為に別に定めるもののほか、理事長の諮問に応じて、必要な事項について審議し、助言する。

（評議員会の招集等）

第 35 条 評議員会は、理事長が招集する。

- 2 評議員会の議長は、評議員会において評議員の互選により選任する。
- 3 評議員会には、第 27 条第 2 項、第 29 条、第 30 条及び第 32 条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「理事会」とあるものは「評議員会」と、「理事」とあるものは「評議員」と、「議決」とあるものは「同意」と読み替えるものとする。
- 4 前 3 項に定めるもののほか、評議員会の運営に関する必要な事項は、理事会で定める。

## 第 5 章 賛助会員

（賛助会員）

第 36 条 本法人の目的に賛同し、その事業に協力しようとする者を、賛助会員とすることができる。

- 2 賛助会員は、理事会の定めるところにより、本法人の事業活動に参加することができる。
- 3 賛助会員は、理事会の定めるところにより、賛助会費を納入しなければならない。
- 4 前 3 項に定めるもののほか、賛助会員に関する事項は、理事会の議決を得て、理事長が別に定める。

## 第6章 寄附行為の変更及び解散

### (寄附行為の変更)

第37条 本寄附行為は、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決及び評議員会の同意を得、かつ、岡山県知事の認可を受けなければ変更することができない。

### (解散)

第38条 本法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定による場合のほか、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決及び評議員会において評議員現在数の3分の2以上の同意を得、かつ、岡山県知事の許可を受けて解散することができる。

### (残余財産の処分)

第39条 本法人が解散の際に有する残余財産は、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決及び評議員会において評議員現在数の3分の2以上の同意を得、かつ、岡山県知事の許可を受けて、本法人と類似の目的を有する他の公益法人に寄附するものとする。

## 第7章 雑 則

### (備え付け書類及び帳簿)

第40条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1)寄附行為
- (2)理事、監事、評議員及び職員の名簿及び履歴書
- (3)許可、認可等及び登記に関する書類
- (4)寄附行為に定める機関の議事に関する書類
- (5)収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6)資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (7)その他必要な帳簿及び書類

### (実施細則)

第41条 本寄附行為に別に定めるもののほか、本法人の運営に関して必要な事項は、理事会の議決を得て、理事長が別に定める。

## 附 則

- 1 本寄附行為は、岡山県知事の設立許可のあった日(以下「許可日」という)から施行する。
- 2 本法人の最初の会計年度は、第14条の規定にかかわらず、許可日から平成12年

3月31日までとする。

3 本法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第10条の規定にかかわらず、別紙事業計画書及び収支予算書のとおりとする。

4 本法人の設立当初の役員及び評議員は、第16条第1項、第2項及び第21条第2項の規定にかかわらず、別紙役員名簿及び評議員名簿どおりとし、その任期は、第18条第1項（第21条第4項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、平成12年6月30日までとする。

5 本寄附行為の改正は、岡山県知事の認可のあった日から施行する。